

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本目標
3. 計画の基本理念
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間
6. 新たな視点
7. 重点施策
8. 施策の概念図について

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、島田市では平成 19 年7月に「島田市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年の平成 20 年8月、「男女共同参画都市」を宣言しました。その後「島田市男女共同参画行動計画」を策定、平成 31 年4月からは「第3次島田市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民、事業者及び市民団体が協働し、各種取組を展開してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護といった家庭生活の多くを女性が担っていることや、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方が維持されていることなどにより、実質的には男女の雇用機会等に不平等が生じているのが現状です。

このような中、長時間労働の是正や多様な働き方の構築等、働き方改革の実践や、男女が共に働きながら家庭生活との両立を図れるよう環境づくりを推進するため、平成 27 年から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。

また、SDGs の5つ目の目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を達成するためには、市町でもジェンダー平等に向けた取組を今以上に推進していく必要があります。

このたび、本市の現計画が令和 5 年度をもって終了となるため、国・県の計画や市民意識調査等で明らかになった現状や課題を踏まえ、「第4次島田市男女共同参画行動計画」を策定し、男女があらゆる分野で自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、取組を推進していきます。

2. 計画の基本目標

性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田

-互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現-

現代社会では、性別をはじめ、さまざまな違いをそれぞれが抱えて生活しています。

性別を越えて互いを尊重し、相手の大切さを認識して支え合うことは、結果として、各々が自分らしく生きることにつながり、誰もが活躍できる心豊かな社会、ひいては男女共同参画社会の実現に導くとの考えから、これを基本目標としています。

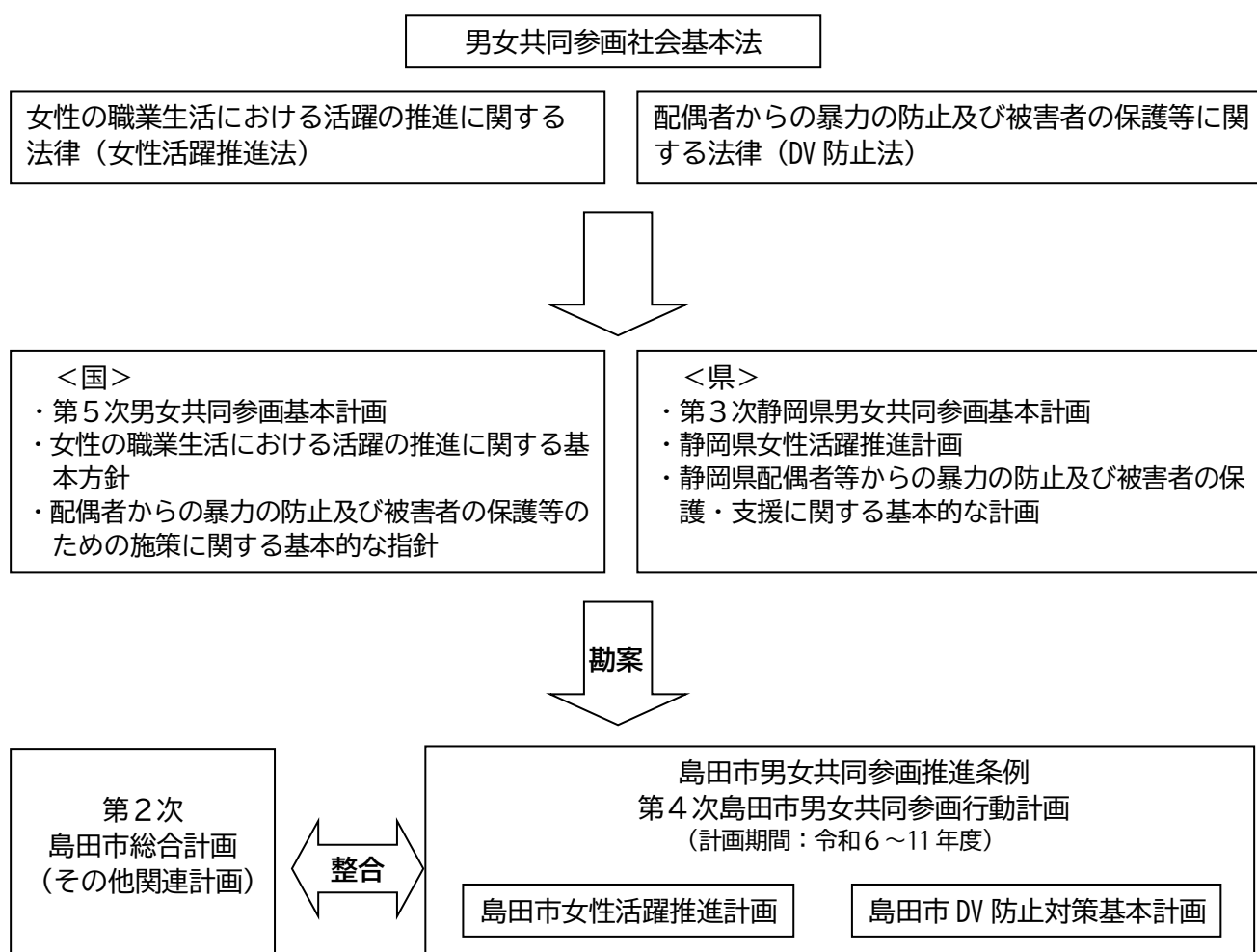
3. 計画の基本理念

本計画は、島田市男女共同参画推進条例第3条から第8条までに掲げる6つの基本理念をもとに、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重(第3条)
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保(第5条)
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立(第6条)
- (5) 国際的視野の下での男女共同参画(第7条)
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮(第8条)

4. 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 第2次島田市総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定されている市町村推進計画として位置づけています。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に規定されている市町村基本計画として位置づけています。



5. 計画期間

令和 6 年度(2024 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの5年間とします。
ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

6. 新たな視点

◎基本的施策を4つに区分(体系化)

計画における施策目的を明確化し、効果的な推進を図るため、県の第3次男女共同参画基本計画にならい、基本的施策を4つに区分しました。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備【基本的施策1～2】
- II 安全・安心な暮らしの実現【基本的施策3～5】
- III 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備【基本的施策6～7】
- IV 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり【基本的施策8～9】

◎基本的施策5「個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備」を追加

令和5年3月から開始された「静岡県パートナーシップ宣誓制度」をはじめ、多様な性のあり方を前提とした社会のあり方が求められています。そのために、職員の意識改革などをはじめ、市民に向けた意識啓発に関する事業を追加しました。また、市民のさまざまな多様性を尊重するという観点から、外国人への対応なども併せて基本的施策としてまとめました。

7. 重点施策

これまでの本市の男女共同参画の取組における課題を踏まえるとともに、市民意識調査における市民からの希望が多い取組を重点的に推進するため、第4次男女共同参画行動計画で重点施策とする施策を設定します。

※市民意識調査の結果も踏まえ、設定。

8. 施策の概念図について

第4次島田市男女共同参画行動計画においては、9つの基本的施策を設定しています。その中で、基本目標の「性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田」を目指し、基本的施策を3つのステージに分けて、取り組みを整理しています(下の概念図のとおり)。

まず、一番下のベースとなる部分では、男女共同参画の意識啓発や人権尊重の考えを広め、教育・啓発・支援を行い、DV 被害や生活困窮、性の多様性などさまざまな困難を抱える方の生活基盤を整備し、支援・救済を行っていきます。

次のステージでは、職場・家庭・地域などさまざまな場面で固定的な性別役割分担からの脱却を図るため、就労の場で誰もが活躍できるよう女性の活躍推進やワークライフバランスの推進を図ります。

そして3つ目のステージでは、誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくりとして、地域における男女共同参画の推進、政策・方針決定過程への女性の参画拡大などを進めます。

これら各ステージの取組を一体的に進めていくことにより、基本目標を達成できるものと考えています。

【第4次男女共同参画行動計画 概念図】

